

産業建設委員会記録	
開 会 年 月 日	令和 7 年 3 月 31 日
開 会 時 刻	午後 0 時 58 分
閉 会 時 刻	午後 1 時 47 分
出 席 委 員 名	◎品川幸久 ○久保 真 上村和生 鈴木豊司
	野口佳子 福井輝夫 宿 典泰
	浜口和久 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	上村和生 鈴木豊司
担 当 書 記	森田晃司
審 査 案 件	観光振興に関する事項 継続調査案件 ・伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて
説 明 員	産業観光部長、産業観光部参事、総務部長、総務部参事、
	その他関係参与

審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に上村委員、鈴木委員を指名した。

その後、継続調査となっている「観光振興に関する事項」を議題とし、当局から説明を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定し、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後 0 時58分

◎品川幸久委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、上村委員、鈴木委員の両名を指名いたします。

本日の案件は継続調査となっております「観光振興に関する事項」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【観光振興に関する事項】

〔伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて〕

◎品川幸久委員長

それでは「観光振興に関する事項について」を御審査願います。

「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」当局から説明をお願いします。

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

それでは「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」御説明をいたします。

まず、資料1－1の1を御覧ください。

「パブリックコメントについて」、市の方針等を資料1－2のとおりとし、パブリックコメントを実施する。

資料1－2の2ページを御覧ください。

始めに、ここでは宿泊税の導入についてや制度設計を行うに当たり、市民の方々をはじめとする関係者の皆様からの多様な意見を把握するために、パブリックコメントの実施について、これまでの経過等を記載しております。

宿泊税については、令和7年4月時点で全国12都市で導入されており、伊勢志摩地域では、鳥羽市は令和7年3月24日の市議会にて条例案が可決されました。志摩市においては令和7年1月に検討委員会から市に検討結果が提出されております。

本市においては、第63回神宮式年遷宮に向け、来訪者の増加が見込まれ、新たな宿泊施設の開設も計画されており、訪れる人だけでなく、住む人も満足できる持続可能な観光振興、経済の好循環化に取り組むため、宿泊税の導入の検討を進めてきました。

検討に当たっては、令和7年2月28日に伊勢市宿泊税検討委員会から本市に対し、宿泊税の導入の妥当性や使途、税制概要について答申が提出されたことを受け、多様な御意見を把握することを目的に意見を募集することを記載してございます。

3 ページを御覧ください。

1、「宿泊税について」、宿泊税の概要や各地で新たな観光財源として宿泊税が有力視される理由を記載してございます。

①地方財政上の仕組みとして、市税が増えると地方交付税が減額となり、そのまま単純な収入増とならないが、法定外目的税であれば地方交付税は減額されない。②協力金等と異なり、税としての強制力があり、受益と負担の関係を明確にできる。③課税客体が明確で、公平性が担保できるとともに、一定規模の税収確保が安定的に見込むことができる。また、制度設計の見通しがつきやすい。

続いて4 ページを御覧ください。

2、「伊勢市の宿泊税導入についての基本的な考え」を記載しております。

1、宿泊税の導入について、「伊勢市が安全・安心な観光地として選ばれ続けるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税を導入すべきである」という考え方。2、目指すべき方向性について「市内宿泊客の増加」、「伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加」、「観光客・市民双方の満足度向上」。3、宿泊税の使途について、市民生活にもよい影響を与えるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのための施策として「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」、そして「持続可能な観光地づくりの推進」の3点を使用用途の柱としました。

次に、5 ページを御覧ください。

3、「めざすべき方向性」ですが、下段の楕円で囲った部分になりますが、ここに記載のとおり、「市内宿泊客の増加」、「伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加」、「観光客、市民双方の満足度の向上」を目指すことにより10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用し、施策を実施し、地域経済の活性化による好循環を生み出していくことを記載しております。

次に、6 ページを御覧ください。

4-1、「宿泊税の使途」について、「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりに向けて、「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」、そして「持続可能な観光地づくりの推進」の3点を掲げ、これらに基づいた取組により、目指すべき方向性の実現に向けた施策を推進していくこととしております。

7 ページを御覧ください。

4-2、「宿泊税の使途案（事業例）」についてを記載してございます。前提としまし

ては、市として実際の事業に取り組むには、事業内容を精査して予算を立て、市議会にて審議をいただいて御承認を得た後、事業を展開するということになります。こちらに示しているのはあくまで事業例として御理解をお願いいたします。

8 ページを御覧ください。

5－1、「伊勢市の方向性（主な税制概要）」についてを記載してございます。

続いて、9 ページを御覧ください。

5－2、「伊勢市の方向性（主な税制概要）」として、宿泊税の取り扱いの流れや、それぞれの用語についての説明や本市の税額を一律定額 1 人 1 泊 200 円としていることや、免税点、課税免除などは設けないことを記載してございます。

なお、災害など特別な事情がある場合の宿泊については、必要に応じて宿泊税を減免できることとします。

10 ページを御覧ください。

5－3、「伊勢市における税制概要（税収見込み）」として税額を一律定額 1 人 1 泊 200 円とした場合の令和 5 年、令和 6 年の観光統計の宿泊者数を用いた試算を記載しております。年間約 1.7 億円の税収見込みであることを記載してございます。

11 ページを御覧ください。

6、「今後のスケジュール」として令和 8 年 4 月に導入するとした場合のスケジュールを記載してございます。例えば令和 7 年 6 月議会で条例案が可決されたならば、その後、総務省との協議が約 3 か月ほど時間を要すると言われております。

資料 1－1 にお戻りください。

2、「今後の予定」として 4 月上旬にパブリックコメントを開始いたします。

本日御協議いただきました後に閲覧資料の内容を確定し、閲覧資料の準備が整い次第、伊勢市宿泊税検討委員会の答申の写しを参考資料として添付の上で、閲覧資料を総務課や観光振興課、市役所 1 階の市民ホールのほか、支所、総合支所、図書館などへ資料を配置し、約 1 か月の間市民の皆様からの御意見を頂戴する期間としたいと考えております。また、併せて市ホームページ等による周知についても図ってまいります。

また、4 月中旬には宿泊事業者等への説明会を開催いたします。

そして、最後に記載のとおり、5 月中旬には産業建設委員会、総務政策委員協議会へパブリックコメント等の報告と税制度(案)等の御協議いただきたいと考えております。

繰り返しにはなりますが、市としては議会の皆様をはじめとして、様々な関係者の意見を伺い丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回、このパブリックコメントの案が示されたんですが、宿泊税導入に向けました伊勢

市の方向性ということもうたわれておりまして、自分のイメージしていたものと随分異なった内容になっているのかなというふうに感じております。

前回、3月14日の産業建設委員会までの理解といたしましては、検討委員会での答申内容を基本的な考え方として、パブリックコメントに臨むんやと、市民の皆さんや宿泊事業者の皆さんなど、幅広い意見を伺う中で宿泊税の制度設計を行っていくということで理解をさせてもらっておったんですが、もう今回の資料におきましては既に制度設計がなされていると受け止めております。

そこでお尋ねをさせていただくんですが、これまでは検討委員会の答申内容を基本的な考え方として、パブリックコメントに臨むということであったかと思うんですが、今回の資料からは検討委員会の答申内容そのものが読み取ることができません。この検討委員会の委員の皆さん方に大変失礼な話にならないかなというふうに思っております。また、答申にごさいました9項目にわたります留意事項、そこは大変重要なポイントになってくるのかなというふうに思っておったんですが、これにつきましても一切目に触れることができないような状況でごさいます。それらにつきましてはどのように考えておみえになるのか、お聞かせいただけないですか。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

3月14日の産業建設委員会以降変わったということで、失礼がありましたら大変申し訳ございません。

ただ、我々としましても見やすい、読みやすい、そういった形でのパブリックコメントということで考えておりましたので、まず、資料1-2の2ページ目に、経緯を御存じでない方も閲覧する場合に御理解いただけるようにこれまでの経過等を記載しております。

それとまた、4ページにおいては伊勢市の宿泊税導入についての基本的な考え方を示しておりますが、導入すべきであるという基本的な方針としまして市の考えを示しつつ答申の内容と同様の方向性と用途についても記載してございます。

その後のページにつきましても、基本的には答申の内容を転記したような形、それに加えて解説、説明を加えさせていただいたような資料とさせていただいたところでございます。

それからまた、これに併せて答申書の写しにつきましても閲覧できるようにさせていただくように考えております。

それから、説明の中でちょっと不十分やったかもしれんのですが、留意事項につきましては、検討委員会からの留意事項は確かに重要な御指摘ばかりという考え方ではございます。これにつきまして、パブリックコメント、それから留意事項、市議会での御意見、これまでも、これからも含めてですけど、事業者説明会等での事業者等からの御意見、そういったものをまとめて整理した上で、改めて5月中旬に産業建設委員会のほうをお開きいただき、報告、それから協議をいただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

資料の８ページ、５－１に「伊勢市の方向性（主な制度概要）」ということで記載をされておるんですが、その中身につきましては、検討委員会の答申そのものなんですよ。ここでは伊勢市の方向性というタイトルではなくって、検討委員会からの答申ということで掲げてもらって、答申を踏まえて伊勢市の方向性であるとか、考え方については次の項にまとめてもらう。そうしたほうが、皆さんに御意見いただくときに理解をしてもらいやすいのかなというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。この構成を変えるって気はないですかね。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今の時点では、その答申の内容を基本的な方針として進めていこうということで市のほうとしては考えておりますので、今の時点でこの方向性のほうを含め変えていくということではなくて、このまま検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この５－１ってもう答申の内容と全く一緒ですよんか。どこか違うんですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

おっしゃるとおりこれは答申の内容と同じでございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それやったら市民の皆さん分かるように答申の内容と、ここで伊勢市の方向性はイコールやということで記載してもらったらどうですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事
記載については検討させていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
それと修学旅行等、学校行事に対する課税免除についてお聞かせをいただきたいんですが、資料の7ページに宿泊税の使途の案の記載があります。事業例として修学旅行等への支援という部分があるんですが、そこでは伊勢市集大会・合宿誘致補助金の拡充ということであってあるんですが、現在、修学旅行等に対する誘致補助金は交付されているのかどうか、その点いかがですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事
現在修学旅行に対しての補助金、交付金ございません。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
制度がないということなんですが、この後、拡充ということなんですが、この誘致補助金の形、どんな形で想定をされておるのか、お示し願えないですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事
まだ具体的に決まっておりませんが、今の集大会補助金の制度の中に組み込むのか、別建てするのかということを含めてこれから検討させてもらう段階です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

現在この補助金幾らか御存じですか、いくら出しとるか。1人当たり幾ら出しておるか、補助しとるか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

現在この集大会補助金につきましては、1人1泊1,000円で計算をしております。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

検討委員会の答申の中での留意事項の5つ目でしたか、その中でも修学旅行等の学校行事であったり、スポーツ、文化大会等の団体旅行の誘致に向けた施策を検討せいというような指摘があったかと思います。

また、4月1日現在、宿泊税を導入している3都府県は別にしまして、9つの市町の中で5つの自治体がこの修学旅行等、学校行事の参加につきましては条例で宿泊税を免除するという規定が置かれております。誘致奨励金、今1,000円ですよね。200円の宿泊税を免除するために1,000円の補助金を払えるのかどうなのか。その辺もありますし、またそれと、その補助金の話と宿泊税の話は別物やというふうに思っておりますので、誘致補助金で支援をしていくのであれば、この条例の中で明確に課税免除をうたってしたほうがインパクトが強いと思いますし、恐らく申請も伴ってくると思いますので、各学校にとっても煩わしい手続も要らんのかなというふうに思っておりますので、条例で規定をしたほうが誘致に向けました実効性にもつながるというふうに思っておりますが、どうですか、この修学旅行等につきましては、条例でもって宿泊税を免除するというようなお考えはお持ちでないですか。そうしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今、仰せになりましたことにつきましては確かにそういう考え方、部分もあるかと思います。ただ、今現在この制度で課税免除なしということで進めさせていただきたいと考えております。この事業者のほうで仕分をしていただくとか、そういったことはできるだけ避けるような事務の簡素化も含めて考えた結果でございますので、御意見として参考にさせていただきますが、現時点ではこの状態で進めさせていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

200円の宿泊税をなくすために1,000円の補助金を出すというそんな話はないと思います。

もう一点、これまでに鳥羽市、志摩市は同じ制度であるべきやということでは言わせてもらってきました。この宿泊税の税率につきましては鳥羽市は200円ということでお聞きをしています。しかしながら、志摩市におきましては、5万円未満が200円、それから5万円以上につきましては500円から1,000円というようなことで協議がなされているということでお聞かせをいただいておりますが、志摩市の現状はどのようになっているのかお聞かせいただきたいということと、もう一点、この伊勢志摩地域において、税率が異なってくることにしまして、当局どのようにお考えになられるのか、その点お聞かせください。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今、おっしゃっていただいた志摩市の状況なんですけども、確かに2案提言がなされて、今現在まだどちらという答えが出たということは聞いておりません。志摩市におきましては、高級ホテルも複数ございまして、条件が同じ地域であっても多少異なるのかなというふうにも考えております。全体が同じにならないということも想定はされますけども、現在の志摩市の状況としてはおっしゃっていただいたとおりでございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

料金が異なるということに対してはどうですか。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

できましたら同じもの、制度も同じってというのが今後、利用者に周知していく上では分かりやすいのだと思うんですけども、自治体としての考え方になるところもあらうかと思っています。

こちらとしては、現状、伊勢市としてはこう考えるっていうことをお伝えしながら志摩市の判断を伺いたいというふうには思います。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それと、この伊勢市の方向性の中で、特別報償金等を2.5%ということであらうておるんですが、この「等」は何を指すのかということと、2.5%はどこで、条例をうたうわけじゃないと思うんで、どこで規定するのかその辺を教えてくださいませんか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●上田総務部参事

報償金等と書いてございますけれども、これに関しては、あくまでも業務をしてもらう対価としての報償として支出するということなんですけれども、あくまでも報償費として払いたいということでございます。

2.5%、こちらはどこであらうかということに関しましては、要綱で規定する予定をしております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

要綱で規定するという事です。現在多くの補助金等交付要綱があつて、制定されておつて、運用されていることは承知をしておるんですが、今さらという話じゃないんですが、法的な根拠はどこに置くのか教えてくださいませんか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●上田総務部参事

委員仰せのとおり現在、ほかの市町も確認とれる9自治体においては、全て要綱での対応となっております。今回の件に関しましては、強制的に市民の方に従わせるような義務を課すものではないということから、要綱で定めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後に資料の11ページになるんですが、今後のスケジュールに令和8年4月導入の場合のスケジュールが示されております。

これから検察庁との協議、また市議会の条例の議決、さらには総務大臣への協議、同意の手續を要する時間を考えますと、大変タイトなスケジュールになるのかなというふうに思います。

最近導入されました常滑市であったり、熱海市の状況におきましては、この市議会のほうで条例を議決した後、総務大臣の協議、同意に3か月程度、また市民への周知を含めると、10か月ぐらい施行までにかかっておるというふうに思っておるんですが、このスケジュールで令和8年4月に導入ができるとお考えなんですか。最後にその点だけお聞かせください。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

我々としましては、令和8年4月導入を目指した場合、今のこのスケジュールで進めさせていただきたいというふうに考えております。

導入するという方針をもって、財源確保へ向けて、最大限の努力をしていく、丁寧な説明をしながら、御意見も伺いながら制度を確立していくということで、令和8年4月導入を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

鈴木委員がほとんど聞いていただきましたのであまりないんですけど、例えば宿泊する場合にホテル等では、例えば年齢によって多少差も出る、例えば子供であるとか、そういう場合、年齢に関係なく一律200円という格好でよろしいんですかね。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今のところそのように考えております。寝具を使わないとか、食事を取らない、本当の赤ちゃんについては対象から外れることもあろうかと思うんですけども、通常の宿泊というものについては年齢関係なく対象としていく考えでございます。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

一応年齢に関係なくということですね。そうすると家族で例えば5、6人で行ったときに、やはりかなり宿泊税が負担になるかなというようなこともあり得るのかなと思います。

そういう場合に、何歳以下は無料である、しないとか、何かそんなのも設けたほうが良いような気がするんですけど、そういうのは一切考えないということによろしいですか。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

現時点で制度をつくっていく中では考えておりません。以上です。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そうすると、その辺は旅館のほうへどういう条件ということもしっかりうたわないと、旅館によってこの場合どうしようかなというようなことも起こるかと思いますので、その辺についてははっきりとうたっていただいたほうが良いような気がしますけど、いかがでしょうか。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

これから事業者説明も行っていく中で制度をつくっていく、その中でマニュアル的なこととかも整理していきたいというふうに考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

それとあと、サービスの向上ということでこの目指す方向性の中に書いてございます。ということは、2.5%の報償金等でその辺サービスの向上、それぞれ旅館、ホテルでのサービスの向上については、そちらのほうにサービスの向上もしてくださいよというお願いするという程度なんですね。ちょっとその辺だけお願いします。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

報償金の2.5%につきましては、あくまで取扱いに関する報償金というふうに考えております。サービスの向上とかいう部分につきましては、これから制度としてこの施策で打っていくという、そういった方向での取組になるかというふうに考えます。以上です。

◎品川幸久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

それと、例えば宿泊税を頂いて、伊勢市のほうにいろいろ来ていただいた観光客の方等に宿泊税を導入した後、こういう部分に反映させていただいて向上努めておりますよとか、こういう部分に役立たせていただいておりますとか、そういう部分を定期的に提示するというふうなそんなようなお考えはないでしょうか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

使途に対するその充当につきましては、財政課とも調整になりますけども、予算決算等でお示しするような形になろうかと思えます。以上です。

◎品川幸久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

こういう議会関係の方にはそういうふうに特にしてほしいんですけど、一般の方に、県外の方とか、そういう部分に、例えば、市のいろんな広告物等で、ちょっとそういう部分でも報告するという点もあったほうがいいかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

◎品川幸久委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

予算執行上の充当であつたりとか、事業の展開っていうのは、これまでも財政課で予算の主な概要であつたりとか、そういった形でのお知らせをしております。その中に宿泊税を特化したものという形でお示しするかどうかというのは、お示しする方向で調整を進めたいとは思いますが、現時点でほかの予算と同じような、お示し方っていうのも想定されますので御理解いただきたいと思います。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありませんか。

上村委員。

○上村和生委員

先ほど鈴木委員の御質問の中で検討委員会の出された答申案についても見えるようにするというような表現をされたんですけども、それをどういうふうにするんですか。一緒に出すということなんですか、ちょっと教えてください、そこだけ。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

各閲覧場所に、本日の資料１－２と同様のものを配置させていただきますが、参考資料として答申書の写しを添付させていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

ほかにございませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

すみません、徴収方法のところでの特別徴収というのはどのようなことになるんですか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●上田総務部参事

直接、宿泊者が納めるのではなくて、宿泊事業者に一旦お支払いしていただいて、それを市へ納めていただくという方法でございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

他に発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

委員の皆さんからも御質問あったので、重複を避けて質問させてもらいたいと思うんですけど、７ページの宿泊税の使途案なんですけど、結局ここで示されとるというのは、いわゆる観光事業でそもそもやるべきところがたくさんあって表示されておるわけなんですけど、何か宿泊税の名の元で、本来予算をつけて観光事業として政策を練っておるようなことの、示し方というのがちょっと私には理解できないんですけども、宿泊税が収入として入ってくるので、今までできなかった足らず前のところをそれで政策としてやっていくんやというような形のものではないような気がするんですけども、そのあたりはどのよ

うにまとめられたのかお聞きをしたいと思います。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

宿泊税を導入することで、単純にその分を増額した予算を組むというのではなくて、既存の事業の拡充であったりとか、それから新規の事業、そういったものに宿泊税を充てていくという形で考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今の御答弁ではなかなかそれは難しいのではないかなと、私は気がするわけなんですけれど。収入はもう限られって今の計算でいくと1億7,000万円ということになるわけで、その中から報償金を払い、どのような各ホテルに対しての手数料が発生するかというのはまだ未定な話で、それはもうその収支の差額というのは大体分かってくる話だとは思うんですよね。そういう状況なのに何か来訪者の満足度であったりとか観光資源の発掘とか、維持可能な観光地づくりというのは、これはもう伊勢市がもともと観光政策としてやっていくべき話っていうのはもう当たり前の話で、その中の弱いところに宿泊税を充てるんやという説明なら私も分かるんですけど、何か今までの観光政策と同じようにもう混ぜこぜになっちゃって、宿泊税でどういう利点があったんやとかというのがちょっと分からないんですけれども、そのあたりは説明できるんでしょうかね。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

まず、この宿泊税、法定外目的税の導入につきましては、既存の事業の単なる財源に充てるということでは、総務省の協議も通りません。我々としては単年の事業で、目に見える形っていうのはできないものも多々あるかとは思いますが、今おっしゃっていたような混ぜこぜっていう形にはならないように、また、中には混ぜて既存の事業と同時にやるものもあるかも分かりませんが、既存の事業の単なる財源充当にはならないという形で施策を立てていきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そのあたりのことはあんまり細かく聞くっていう必要もないかも分かりませんが、せつかく目的税として出るということでありますから、今までの政策では、そこまでちょっと手を伸ばせなかったところに宿泊税の目的税が収入として入ってくるので、そこへ充てていきたいということをやっぱりこれはきちっと目的をやってもらいたいなど。それが今、お答えをしてくれってことはなかなか難しいので、そんなことを申し上げておきます。

先ほど言った4-2のこの7ページに上げられておるのは、たくさんあるんですけど、どれもこれもやらないかんということはよく分かるんですけど、一つは例で挙げられとる満足度を高める施設改修という補助金なんですけど、これは今までも施設改修で補助金が出ておったと思うんですけど、施設改修という意味ではね、やはり宿泊の施設側が、本来は負担すべきような施設の改修というものも何か宿泊税のこの際に何か見てくってというのはちょっと私は違うんじゃないかなとこんなことを思うんですよね。そのあたりはどのようなこうすみ分けというのか、していただけるのか教えていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

施設の改修等につきましては、三重県等も補助金を出していくということで方針が出ております。これから事業者さんにとって高齢化であったりとか、そういった部分で、もう改修のお金がないんです。でもあったらこうしたいんですっていうことの御意見なんかも伺いながら、補助金については検討していくというふうに考えております。必ずやるっていうのではなくて、事情も聞きながら制度っていうのは考えていきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

前回も申し上げましたが、検討委員会から出ておるこの留意事項についても矛盾点は何点かあるんですよね。これはやはり検討委員会が申し上げとる話であって、これそのものをやはり行政側としては受けてやりますというわけにはいかんっていうのは今回のこれではよく分かるんですけど、だけどもともとが前回のときにも申し上げましたが、検討委員会の中で観光事業者のほうから随分不満っぽい話が出てきておるわけなんです。私は、やはりパブリックコメントをかけるという前には、やはりこれを出す観光事業者もこういう形で、大体、了解した中でパブリックコメントを出すべきだと思うんですよね。パブリックコメントに一般の市民の人から意見を徴収するってなかなか難しい話で、出す方もほとんどいないんじゃないかなと思うんですよ。でもやはり、宿泊税をこういう形で考えておるのでっていうようなところの今回のこれについては、やはり宿泊事業者がある程度こういう形で同意をした中でパブリックコメントを出すべきだとは思いますが、そのあたりの話というのは大体ついたような雰囲気なのか、あれなのか、僕はもう検討委員

会の中ではちょっとね、随分何か不満があるんやなというような気がしてならんだんですけど、そのあたりの整理はつけたんでしょうか。

◎品川幸久委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

パブリックコメントですね、パブリックコメントに向けてにつきましては、検討委員会の中で参画いただいていた組合、旅館組合とかの構成する代表の方、参画いただいて、その中でも議論があるということは伺っておりますし、完全に御納得いただいたという部分も言い切れない部分もございます。

ただ、今回のパブリックコメントにつきましては、同時に事業者説明も行いますので、その事業者さん、その場での御意見、それからまたパブリックコメントへの御意見を出していただくということも可能やと考えておりますので、そういったところでまた御意見を伺いたいと思っております。

◎品川幸久委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。宿泊税を導入するということであれば、そのあたりのことをきちっとしてほしいなと。それと前回も申し上げてしまったけれど、やはり1億7,000万円がすっかり伊勢市のほうに入るわけでもないの、その中の支出部分というのがやっぱり出てくると思うので、生身どれぐらいになるかっていうのは、今後の話も含めて、きちっと提示をまたしてほしいなと、これはお願いします。

それともう一つお願いなんです、伊勢市のホテル、民宿、旅館、法令で県のほうへ届出する宿泊のところもあると思うんですけど、一体、どの程度数があるのかというのを一度それも何らかの形で委員長出していただきたいと思うので、よろしく願いをします。

いずれにしても先ほどの話の中で、ちょっと福井委員さんが言っておった年齢の話があったと思うんですけど、赤ちゃんというようなくくりじゃなくて、やっぱりこれは何歳というようなこととか、何歳以上はもらいますよというようなことできちっとやっていったほうがいいんじゃないかなとこんなことを思います。

そんなことで、やはりこの宿泊税の使途というのが、何か私は観光事業のほうとの絡みがもうすごく強過ぎて、この宿泊税に特化したような状況で、宿泊税を導入したのでよかったなというようなことにつながるかどうかという、今のこの話だとちょっとそういったことにはなっていないかなというように気がしますので、そのあたりはやはり当局のほうで整理をしていただいて、今までの観光政策と違う面でのこういうところへ宿泊税の導入でなったんやということをちゃんと説明できるようにやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎品川幸久委員長
産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

先ほどの宿泊料の考え方ですけれども、料金が宿泊料がかかるかどうか、その辺での線引きってというのが分かりやすいということでございますので、そういったところで宿泊料がかかるかどうか、そこでかかる場合は宿泊税を頂くというふうな分かりやすい制度、そういったところで考えているところでございます。

それと、使途につきましては、今後遷宮に向けてかなりの観光客の増加が見込まれます。その中で、そのフェーズフェーズで課題、そういったものがあると思いますので、その課題を解決するための税の使い道、そういったことも考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

◎品川幸久委員長

先ほど宿委員から宿泊施設の件数についての資料提供の御意見がありましたけど、皆さんよろしいですね。

議長がおみえですので議長のほうによりしくお願いいたしたいと思います。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を願います。

発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」を終わります。

「観光振興に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。本件については引き続き調査を継続いたします。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時 47 分

上記署名する。

令和 7 年 3 月 31 日

委 員 長

委 員

委 員